

## 論文要旨

### 日本中世社会における相続と文書 —「処分状」の役割に着目して—

人間文化創成科学研究科

比較社会文化学専攻

巽 昌子

本稿の目的は、日本中世における相続で用いられた文書に関して再検討を加え、従来着目されてこなかった史料群の性格や役割を鮮明にすることにより、それを必要とした社会的背景を詳らかにすることにある。殊に「処分状」固有の役割の追究と、それに基づいた公家社会と寺院社会における相続の比較と検討を試みた。なお、本稿で定めるところの処分状、譲状には「」を付し、従来の呼称と区別する。

はじめに、従来「譲状」と同一視され、固有の役割について十分な検証が行われてこなかった「処分状」について、「譲状」とは異なる役割を果たした文書であることを示し、「処分状」が発生した背景とその原理的役割を明確にした。まず両文書の具体的な役割を捉えるため、奈良時代以降の「処分」の語義の変化を辿り、「処分状」が必要とされた背景を詳らかにした。その上で、一連の相続において「処分状」と「譲状」とを区別して用いている事例に着目し、「処分状」固有の役割を明らかにした。「処分状」と「譲状」との具体的な相違としては、「処分状」が相続対象となる全財産とその相続人を一括して記し、原則として嫡子など、「家」の統率者たるべき者に渡すものであったのに対して、「譲状」は各人の相続分のみを記し、相続人一人一人に渡すものであったことが挙げられる。すなわち「処分状」が財産配分の全容を明示する文書であるのに対して、「譲状」は各相続人の相続分を保証する文書であったといえる。

しかし、「処分状」は南北朝時代から室町時代にかけて、その数を激減させていく。次にその要因を探るべく、撰関家の一つである九条家の事例を基に、中世の「家」や相続の在り方の観点から「処分状」の変遷と衰退について検討を加えた。その結果、家領・家産の形成や「家」の分立といった課題への対処として「処分状」が用いられたことが判明した。そして諸子分割相続の段階では「処分状」と「譲状」とが区別して用いられていたが、嫡子単独相続に移行する中で「処分状」は「譲状」と同化していき、それとともに、かつて「処分状」に記されていた遺誡は、処分時に限らず必要に応じて書き残され、置文と称されるようになった過程を詳らかにした。これらのことから、諸子分割相続から嫡子単独相続への移行に伴って「処分状」と「譲状」との区別がなくなり、「処分状」の財産譲与を示す役割は「譲状」へ、子孫への遺誡を記す役割は置文へと分化したことによって、「処分状」は姿を消していくことになった。

こうして「処分状」固有の役割とその変遷が明らかになったが、相続の方法・形態は「家」ごとに異なる様相を呈するものである。そしてその違いは、相続時に用いられた文書にも影響を及ぼしていると推察される。この点について追究するために、九条家をはじめとした公卿の子息が多く入室している寺院社会の相続に着目した。公家社会の「家」に該当するものは、寺院社会では院家であることから、院

家の相続に特有の要素を相続関連の文書から探ることにより、公家社会と寺院社会における相続の実態と、それぞれの「家」の在り方の解明を目指した。具体的には鎌倉時代から南北朝時代における、醍醐寺報恩院の相続の様相を詳らかにするとともに、相続にあたって用いられた文書について検討を加えた。その上でこれまでに明らかにした「処分状」の役割を基にし、公家社会と寺院社会の相続の比較・検討を行った。

まず文書の観点から報恩院の相続についてみていくと、被相続人が自身の意思を公的に明示する文書として、「譲状」と付法状とを用いていたことが判明した。「譲状」が財産の譲与を証明するものであるのに対して、付法状は法流の譲与を証するものであり、報恩院においては財産と法流の譲与といった、二つの譲与がなされていたことが明らかになった。財産に関しては当初分割相続であったが、鎌倉時代末期、九条家と時期を同じくして単独相続に移行した。その一方で、法流は一貫して単独相続の形態を有しており、「附法嫡弟」が独占的に相続した。「附法嫡弟」であることは、師僧から与えられる付法状によって社会的に明示され、保証されていたことから、公家社会において「処分状」が果たしていた、その所有によって「家」の統率者であることを証明するという役割を、寺院社会では付法状が担っていたといえる。

以上を踏まえて九条家と報恩院の相続とを比較すると、九条家においては「処分状」が財産の譲与と、「家」の統率者であることの双方の証文となっていたが、報恩院では「譲状」と付法状とによってそれぞれの保証が担われていたことが鮮明になった。このような相違は、両者に属する者たちの社会的結合形態の違いに起因するものと考えられる。九条家は血縁関係や所領の授受などによって「家」の結束を保っており、そのため相続の全容を示す「処分状」が、「家」の統率者であることを保証する役割も担った。それに対して報恩院では、院家に伝来する独自の修法の体系を師から弟子へ伝授することで法流を形成した。法流の下に構成された師資集団は、師僧の「附法嫡弟」に継承されていき、その「附法嫡弟」であることを証明する文書が付法状であった。そのため報恩院の相続では、財産の譲与を保証する「譲状」に加えて、法流の譲与、言い換えれば「附法嫡弟」であることを証明する付法状が必要とされたといえる。一見すると公家社会と類似した相続を行う寺院社会だが、そこで用いられた文書の特徴を詳細に捉えていくことにより、公家社会との相違点や、寺院社会の特質が詳らかになった。

本稿の意義は、相続関連の文書の性格や役割を探る研究を進展させ、それらの文書を用いた新たな視座から検討を加えることによって、中世社会における相続の多様な在り方を、より豊かに捉え得ることを示したことにある。